

事前評価調書

I 事業概要						
事業名	河川事業					
地区名	一級河川 ^{とよがわ} 豊川水系 ^{とよがわ} 豊川下流圏域					
事業箇所	豊橋市、豊川市、新城市					
事業のあらまし	<p>豊川はその源を愛知県北設楽郡設楽町の鷹ノ巣山（旧名段戸山、標高1,152m）に発し、南西に進み、三河湾に注ぐ流域面積724km²、河口から源までの流路延長約77kmの一級河川である。</p> <p>豊川下流圏域は豊橋市、豊川市及び新城市に位置し、県管理河川は豊川及び豊川放水路に合流する7流域11河川で、これらの流域面積は約72.3km²、国管理区間を含む総河川延長は約27.9kmである。</p> <p>本圏域では、2023年6月2日からの大雨では、浸水被害が発生し、特に善光寺川において大きな浸水被害が生じた。このようなことから、洪水等による災害を防止又は軽減することが求められるため、河川整備計画を作成し、必要な対策を実施する。</p>					
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <p>○洪水等による災害の発生の防止または軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・朝倉川、神田川について、年超過確率1/5の規模の降雨による洪水を安全に流下させる。 ・善光寺川について、年超過確率1/5の規模の降雨による洪水に対し、水田等の流域湛水を考慮した河道分担量について安全に流下させる。 <p>○現状の自然環境や地域の環境活動、郷土の歴史などを踏まえ、関係機関と連携し河川環境の整備と保全を図る。</p>					
事業費	事業費		内訳			
	53.4億円		■工事費約46.5億円、■用補費約6.8億円			
事業期間	採択予定年度	2025	着工予定年度	2025	完成予定年度	2054
事業内容	○河川工事の施工場所と内容					
	河川名	施行場所	延長	主な工事内容		
	朝倉川	約0.8km～約1.8km	約1.0km	河道掘削		
	神田川	約1.5km～約2.6km	約1.1km	河道掘削		
善光寺川	約0.0km～約2.2km		河道拡幅、河道掘削			
	0.8k付近		調節池整備			
II 評価						
①事業の必要性	1) 必要性	本圏域では、下表のとおり、台風や前線の通過に伴う大雨による浸水被害が発生している。				
		洪水年月日	発生要因	浸水面積 (ha)	浸水戸数 (戸)	
					床下浸水	床上浸水
		2011.9.15-23	台風15号	0.07	1	1
		2021.7.2-3	豪雨	32.0	-	-
		2021.8.18-19	豪雨	36.6	-	-
		2023.6.2	豪雨	196.9	-	-
	判定	A	A：現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B：現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。			
		【理由】	現況、治水安全度が低く、浸水被害が発生しており、その早期解消のため、本河川整備は急務である。			

		<p>【理由】</p> <p>善光寺川における用地買収については範囲確定後地権者と調整を図ることとしているが、全体としては事業計画に無理がなく、事業計画の実行性が期待できる。</p>			
④事業手法の妥当性	1) 代替案の比較検討結果	<p>朝倉川、神田川については、河道改修による整備が可能であるため、事業費が膨大となる遊水地整備や放水路整備は、採用しなかった。</p> <p>善光寺川については、国道橋、県道橋の架け替えが困難であり、その制約条件の中で最大限の河道改修を行い、さらに調節池を整備することとした。事業費が膨大となる放水路整備は採用しなかった。</p>			
	判定	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">A</td> <td> <p>A：手段に代替性がなく妥当である。又は、手段には代替性があるが当該手段が最も妥当である。</p> <p>B：手段には代替性があり、改善の余地がある。</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>【理由】</p> <p>経済的に最も優れた案であり、事業効果も期待できる。</p> </td> </tr> </table>	A	<p>A：手段に代替性がなく妥当である。又は、手段には代替性があるが当該手段が最も妥当である。</p> <p>B：手段には代替性があり、改善の余地がある。</p>	<p>【理由】</p> <p>経済的に最も優れた案であり、事業効果も期待できる。</p>
A	<p>A：手段に代替性がなく妥当である。又は、手段には代替性があるが当該手段が最も妥当である。</p> <p>B：手段には代替性があり、改善の余地がある。</p>				
<p>【理由】</p> <p>経済的に最も優れた案であり、事業効果も期待できる。</p>					
III 対応方針（案）					
事業実施が妥当である。	<p>事業実施が妥当である。：上記①～④の評価ですべてA判定であるもの。</p> <p>事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。</p>				
IV 事後評価実施の有無と主な評価内容					
<p>■対象（事業完了後5年目） □対象外</p> <p>【事業完了後5年を超えて実施する理由・対象外の理由】</p> <p>・－</p> <p>【主な評価内容】</p> <p>・事業後の河川水位や浸水の規模等</p> <p>※事業完了後5年以内に計画規模と同等の降雨が発生しなかった場合には、同期間の最大規模の降雨により評価する。</p> <p>※事業後の河川水位の低下や浸水の規模・発生頻度の現象などを検証し、事業効果の評価を行う。</p>					
V 事業評価監視委員会の意見					
VI 対応方針					